

小戸1丁目1区自治会・会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、小戸 1 丁目 1 区自治町内会(以下「自治会」という)と称する。

(目 的)

第2条 自治会は、親睦と融和に努め円満なる町政運営目的のため次に掲げる事業を行う。
(1) 居住者の福利厚生。
(2) 円満なる町政遂行に関する諸事業。

(構 成)

第3条 本会は、小戸 1 丁目 1 区に居住する世帯主をもって構成する。

(事務所)

第4条 事務所は、小戸 1 丁目 1 区自治会長宅に置く。

第 2 章 役 員

(役 員)

第5条 自治会は次の役員を置く。

- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 2名以内 | (3) 事務局長 1名 |
| (4) 会計 1名 | (5) 監査 1名 | (6) 体育振興委員 2名 |
| (7) 男女共同参画委員 1名 | (8) 衛生健康委員 1名 | (9) 防犯組合委員 1名 |
| (10) 交通安全委員 1名 | (11) 環境推進委員 1名 | |

*子ども育成会:平成30年度解散 *睦和会:令和1年解散

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1、 会長は、会を代表して会を統括する。
- 2、 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3、 事務局長は、会長の指示を受け会務を処理する。
- 4、 会計は、自治会の会計事務を担当する。
- 5、 監査は、自治会の会計について監査する。
- 6、 役員は、自治会及び校区自治協議会の関係事業に寄与する。

(任 期)

第 7 条 役員の仕事は 2 年とする、ただし再任はさまたげない。
2、 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 総 会

(総会の種別)

第 8 条 自治会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の組織)

第 9 条 総会は、役員及び各組長を委員として組織する。

(総会の審議事項)

第 10 条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 会計報告
- (2) 監査報告
- (3) 役員手当の支給《付則書、平成 31 年 4 月 13 日の記載内容とする》
- (4) その他、会務上必要な事項

(総会の開催)

第 11 条 総会は、会長が招集する。

- 2、 通常総会は、年1回開催する。
- 3、 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 委員の3分の1以上からの請求があったとき。

(総会の議長)

第 12 条 総会の議長は、会長が行い、必要に応じて他の委員に代行させることができる。

(総会の定足数)

第 13 条 総会は、委員の3分2以上の出席を必要とする。

(総会の議決)

第 14 条 総会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2、 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員には、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

第 4 章 会 費

(町内会費)

第 15 条 自治会員は、運営費として1ヶ月300円(1世帯)の負担とする。

第 16 条 会費は、各組長が年度当初にできる分から、とりまとめ会計に納入する。

第 17 条 新規の集合住宅の会費についても1ヶ月300円(1世帯)とする。

第 5 章 福利厚生

(弔慰金等)

第 18 条 会員並びに家族に弔辞があった場合、弔慰金を会長又は役員が弔問持参する。

- (1) 世帯主、家族にかかわらず5000円。
- (2) その他、特に救済の必要ありと認められる場合は役員会で協議し対処する。

【附則】

この規約は、姪北校区への移籍に伴い新たに、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、役員手当の改定に伴い新たに、平成31年4月 13 日から施行する。

この規約は、役員手当(付則書1)の改訂に伴い、新たに令和6年9月14日役員会議で決定、令和6年度末に支払う。